

22 パートの社会保険

Q パートでも社会保険に加入できるか

A 一定の要件を満たす場合には加入が義務づけられる

法律のポイント⇒

社会保険（健康保険、厚生年金保険）は、5人以上の個人事業所（飲食業、サービス業、農業、漁業などを除く）とすべての法人事業所は強制適用である（健康保険法第13条、厚生年金保険法第6条・第9条）。パートについても、労働時間・労働日数が一般従業員のおおむね4分の3以上であれば、加入が義務づけられる。

解説

加入：
4分の3要件

パートについては、その事業所と常用的雇用関係にあるか否かにより個別的に判断されるが、1日又は1週の労働時間及び1か月の労働日数が一般従業員の概ね4分の3以上である場合には、加入が義務づけられる。

ただし、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて使用されるに至った場合はその日から被保険者となる）、季節的業務（4か月以内）に使用される者などは適用除外となっている。

上記適用除外された者については、法第69条の7被保険者となり、被保険者手帳の交付を受ける。就労する日毎に事業主に提出し、健康保険印紙をはってもらうことが必要。

加入の手続きをしない

加入資格があるのに、会社で手続きをしない事は、5日以内の手続きを義務づけた法律違反である。社会保険事務所で状況を説明し改善を求める。

任意適用事業所

常時5人未満の事業所や下記の業種の任意適用事業所では、労働者の2分の1以上の加入希望によって加入することができる。

任意適用事業所 = 農林・水産・畜産、理美容・クリーニング、映画・演劇・興業、旅館・飲食・接客・娯楽、弁護士・公認会計士

被扶養者：
収入要件

年収が130万円（60歳以上の者または障害者については180万円）未満である場合には、被扶養者に該当するものとされている。